

大阪大学産業科学研究所なんでも相談室内規

(設置)

第1条 大阪大学産業科学研究所になんでも相談室（産研なんでも相談室）を置く。

(目的)

第2条 産研なんでも相談室は、産業科学研究所構成員からの各種相談（学生（外国人留学生を含む。）からの学生生活や進路等の相談を含む。）に対応することを目的とする。

(組織)

第3条 産研なんでも相談室は、室長及び室員で組織する。

2 室員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 室員は、再任を妨げない。

(室長)

第4条 室長は、教育連携・広報担当の産業科学研究所役員会構成員をもって充てる。

(室員)

第5条 室員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 産業科学研究所の専任教員で所長が指名する者 若干名
- (2) その他室長が必要と認めた者

(雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、産研なんでも相談室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成23年9月15日から施行する。